

旧町立キャンプ場用地 使用変更許可申請書

年 月 日

島本町長 殿

申 請 者 住 所
氏 名（代表者）
電 話 番 号
メールアドレス

下記のとおり旧町立キャンプ場用地を使用したいので変更許可されるよう申請します。

記

	変更前	変更後
使用しようとする理由		☐ 変更なし
使用しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで ☐ 変更なし
備 考		

- ※１：本物件の申請にあたり、別紙使用条件に基づき申請を行うものとする
※２：旧町立キャンプ場用地の一部のみ使用する場合でも、申請は旧町立キャンプ場用地全体とする
※３：複数日利用の場合は、１日あたりの使用料に使用日数を乗ずる
※４：変更なしの項目は、☐変更なしにチェックをする

使用許可条件

- (1) 旧町立キャンプ場用地を転貸し、又は使用权の譲渡をしてはならない。
- (2) ゴミ等は必ず持ち帰り、使用場所を清掃すること。
- (3) 当該地を使用する際は、倒木又は落石等の自然災害や、虫又は獣等による被害に十分注意をし、安全管理に配慮すること。
- (4) 不測の事故等により、使用者若しくは参加者が負傷等した場合、使用者は町にその責任を負わせることはできない。
- (5) 必要以上の音響を発しないこと。
- (6) 火器を利用する際には必要な手続きをすること。また、利用した際は、申請者において必ず消火確認を行うこと。
- (7) 旧町立キャンプ場用地の原状を変更し、又は景観を損なう工作物及び使用目的以外の動産を設置してはならない。
- (8) 使用者は、その責に帰すべき事由により旧町立キャンプ場用地の全部又は一部を滅失し、若しくは毀損したときは、町の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- (9) 使用許可期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、使用者は速やかに旧町立キャンプ場用地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に承認を受けたときは、原状に回復しないで返還することができる。
- (10) 使用許可期間中であっても、町において公用若しくは公共用に供するためが必要が生じたとき又は許可の条件に違反する行為が認められるときは、町の使用許可の取り消しに応じなければならない。
- (11) 上記理由によって使用許可を取り消した場合、使用者は町に損害賠償の請求をすることができない。
- (12) 町において必要があると判断したときは、旧町立キャンプ場用地について随時実施調査し、資料の提出又は報告をしなければならない。
- (13) 既に納付されている使用料は還付されない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の還付を受けることができる。
 - 1 公共又は公共用に供するため目的外使用許可を取り消したとき。
 - 2 使用者の責めに帰することのできない理由により、行政財産を使用することができないとき。
 - 3 そのほか、町長が必要と認めるとき。
- (14) 上記以外の事項で必要と認められる事項が生じる場合は、事前に町と協議すること。